

障害者雇用の現状

障害者雇用の状況①

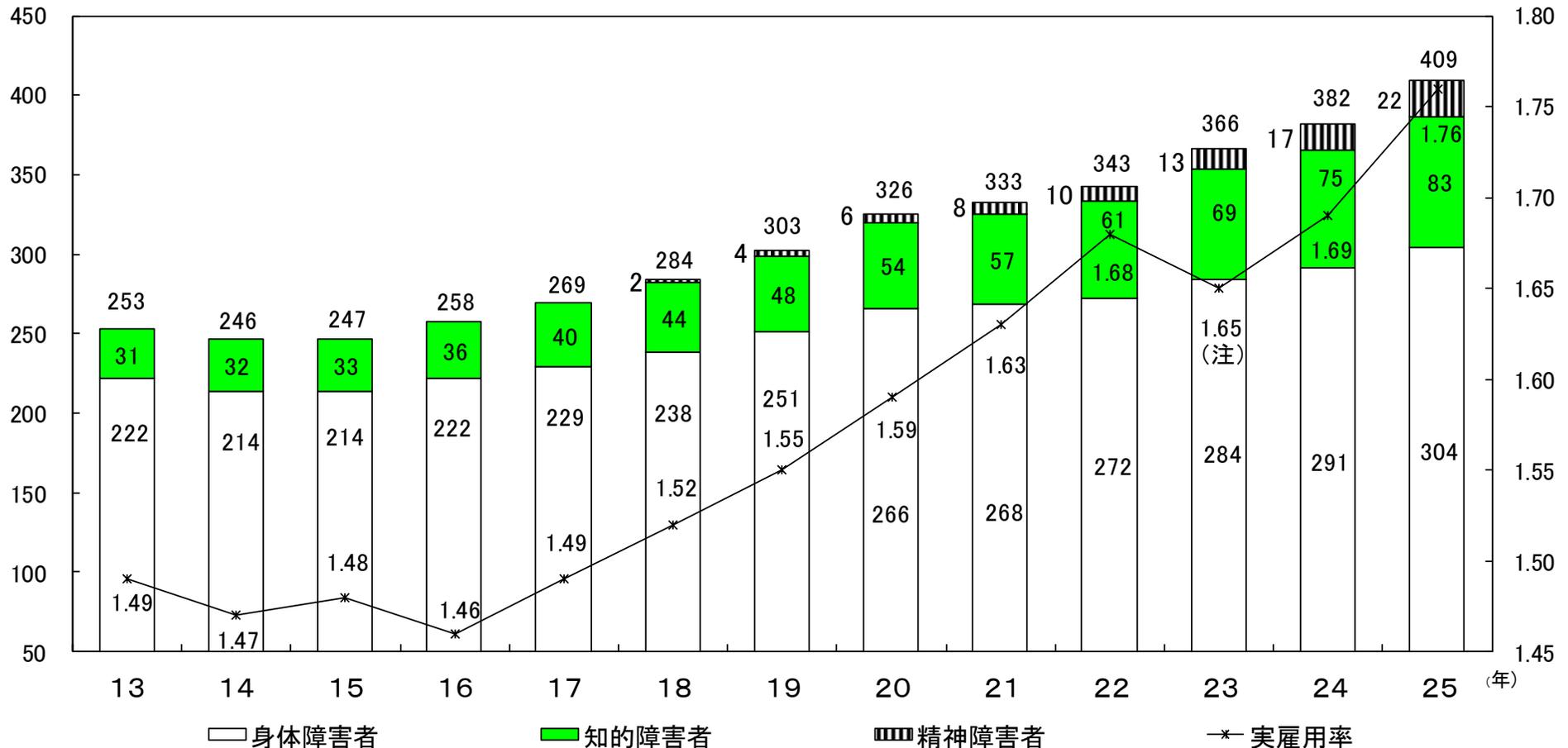
(平成25年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.76%** **法定雇用率達成企業割合 42.7%**

○ 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は10年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

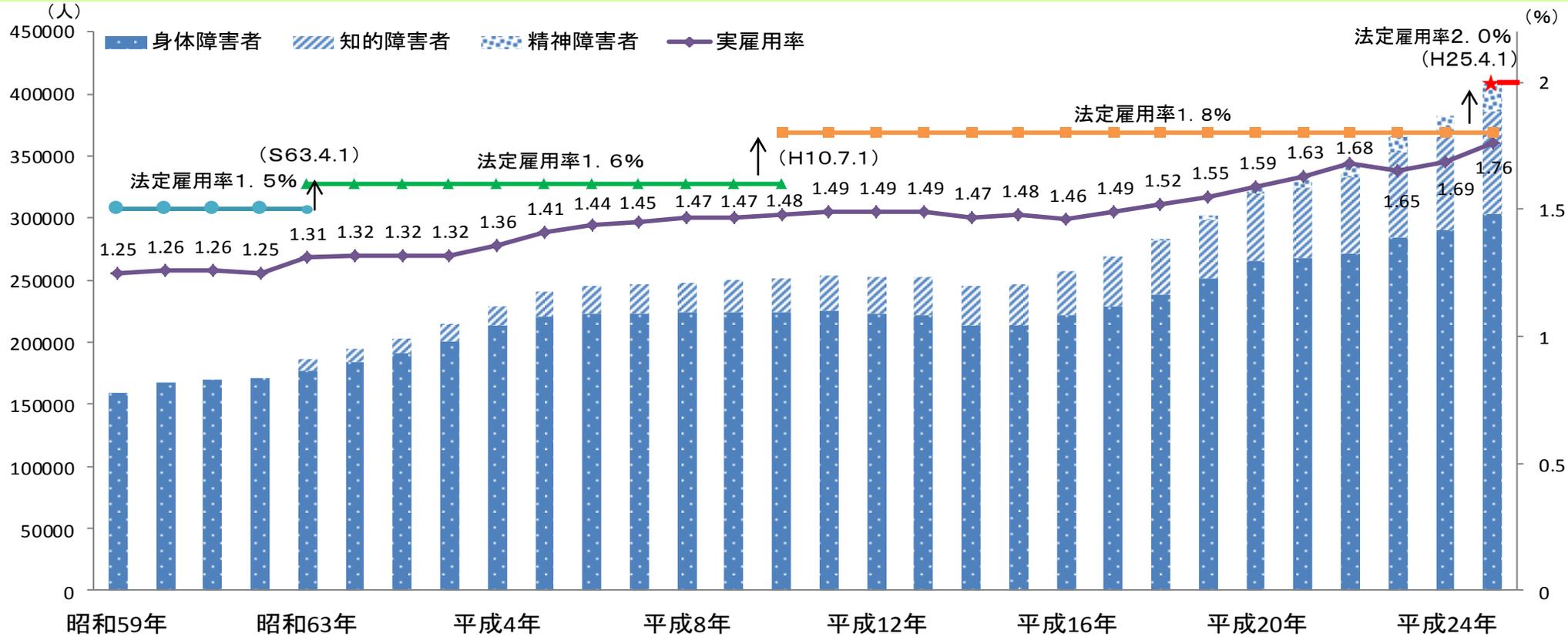
<障害者の数(千人)>

<実雇用率(%)>



(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

障害者雇用の状況②



(注1) 雇用義務のある56人以上規模の企業の集計 ※昭和52年～昭和62年までは67人以上、昭和63年～平成10年までは63人以上

- ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント
- ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・重度以外の身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

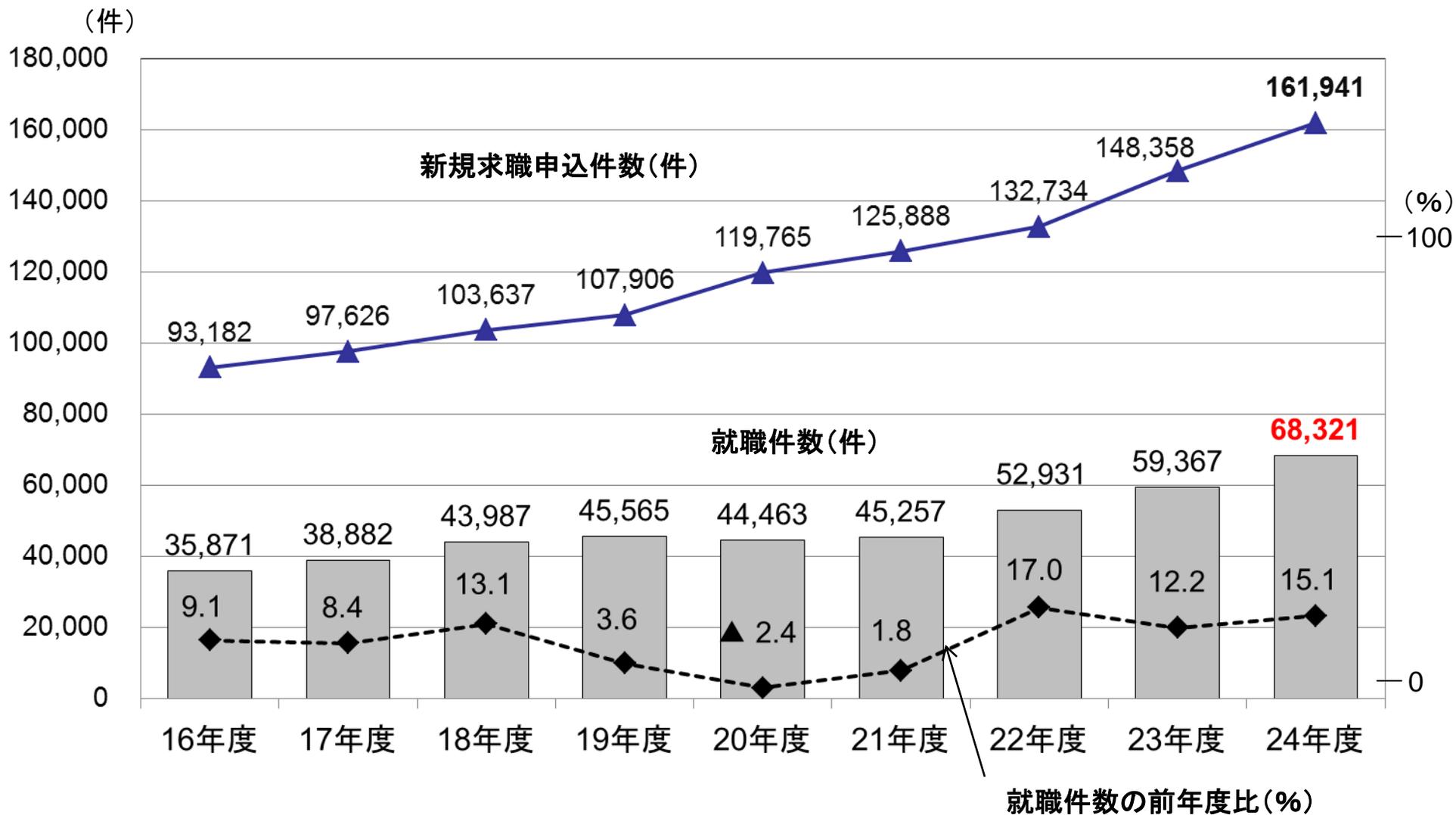
(注2) 障害者とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成23年～
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である
短時間労働者は0.5カウント)

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

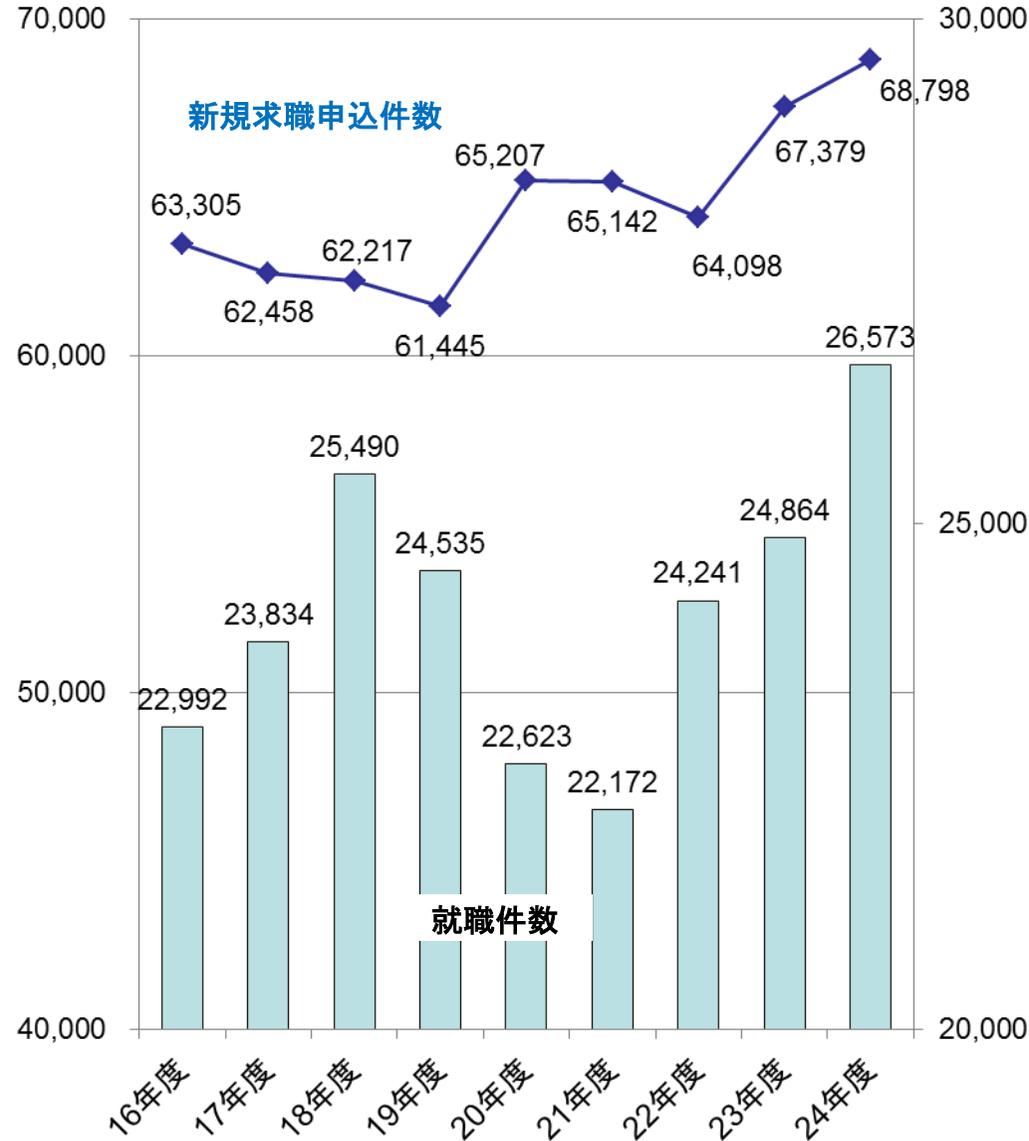
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成24年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は68,321件と3年連続で過去最高を更新。

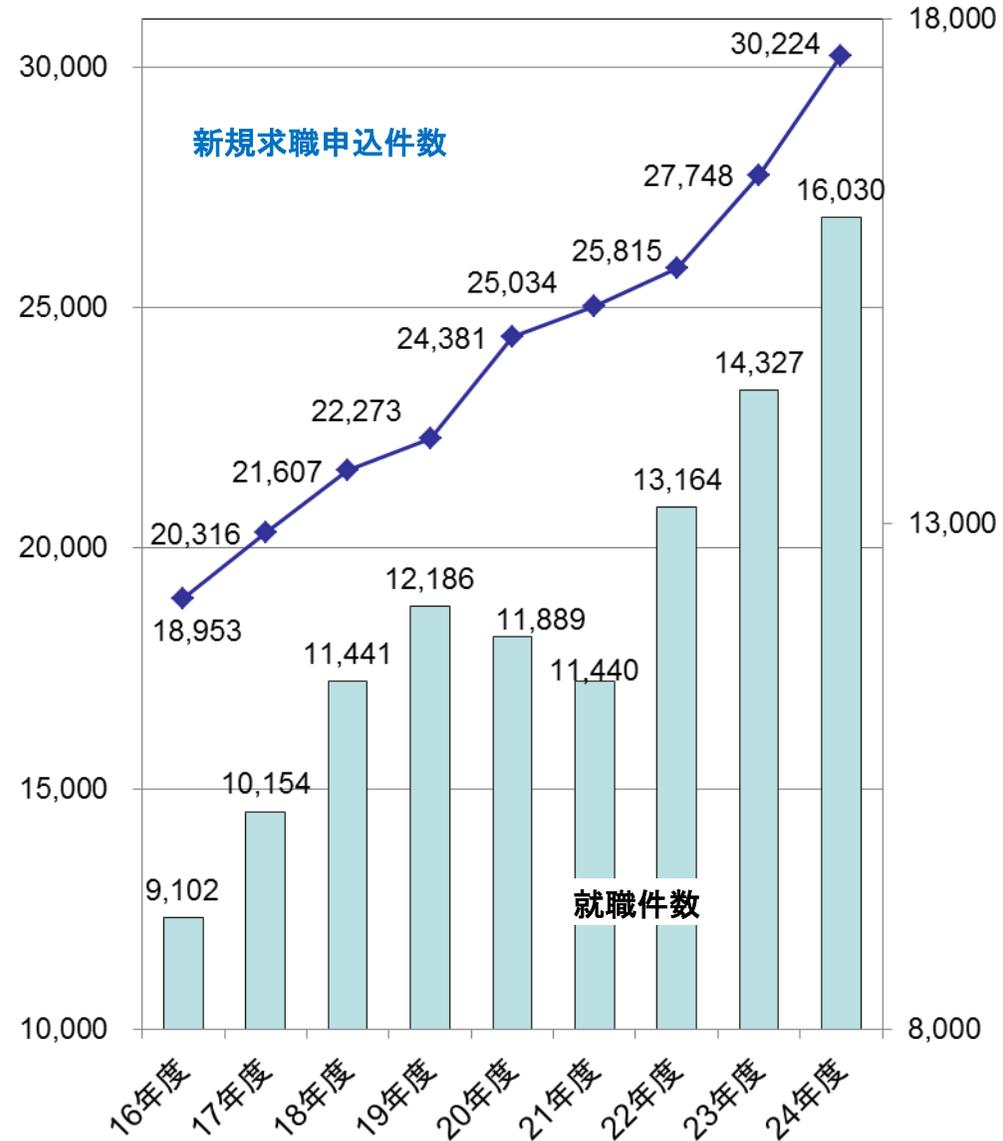


ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

身体障害者

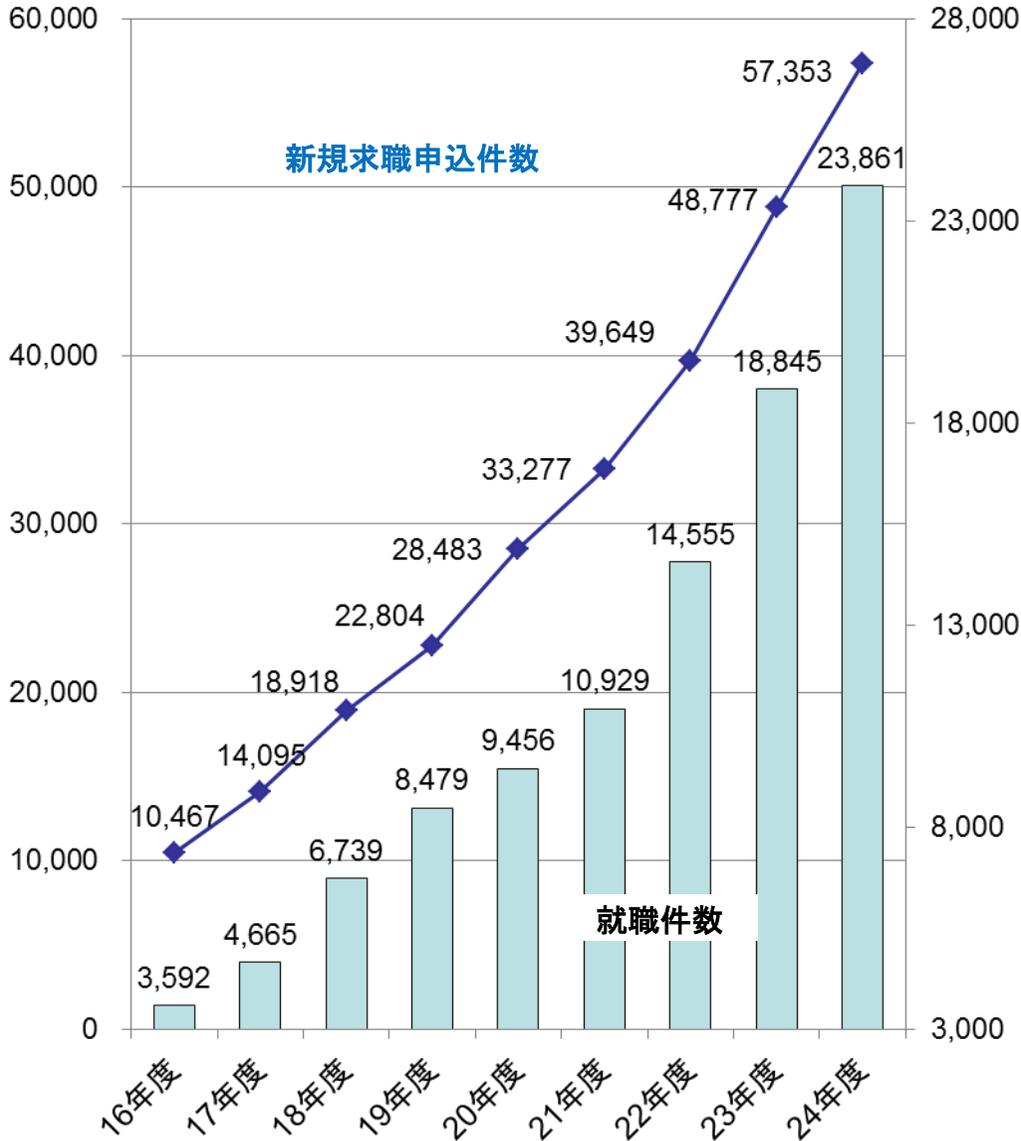


知的障害者

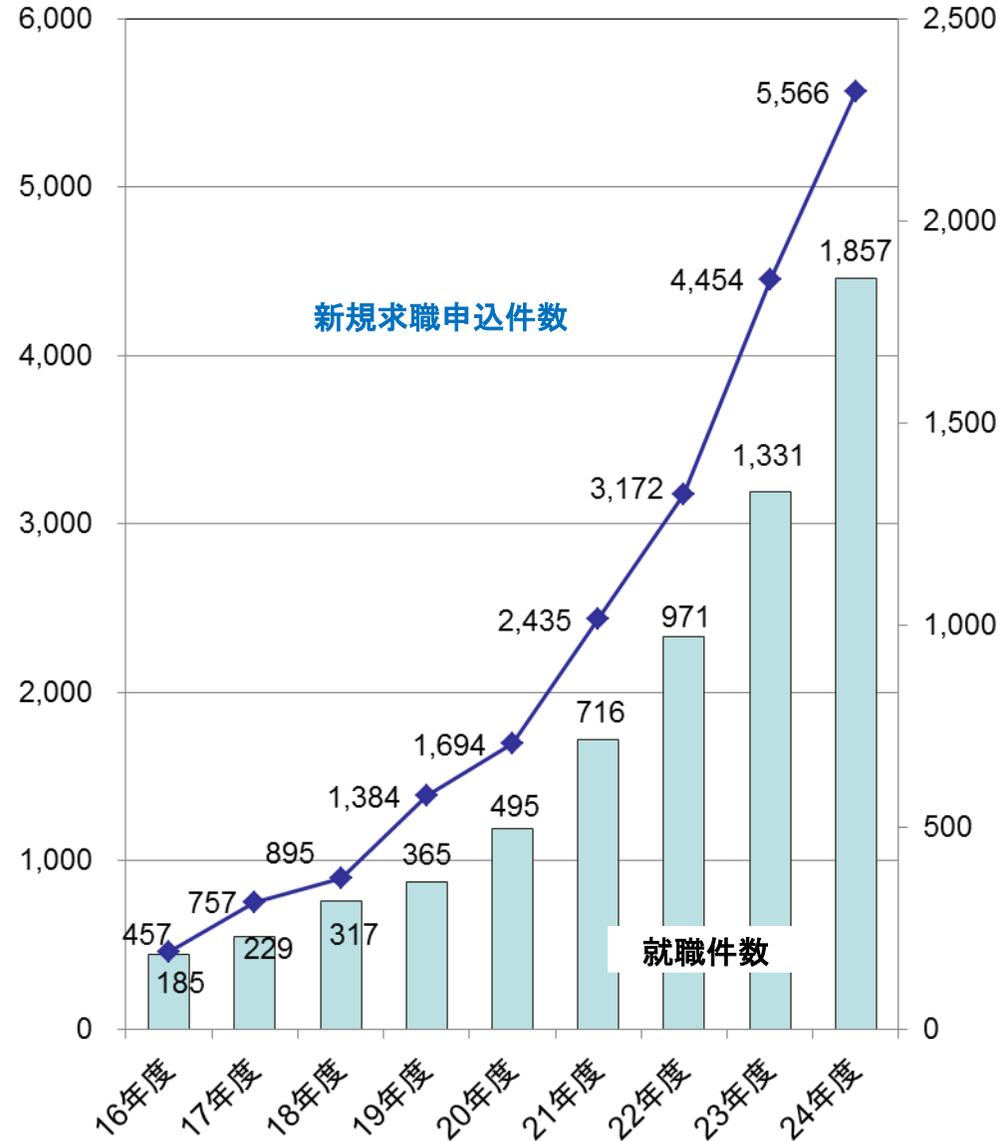


ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

精神障害者



その他 (発達障害、高次脳機能障害など)



障害者職業能力開発行政の現状

★ 障害者職業能力開発行政の概要

障害者に対する職業能力開発の推進

1 障害者職業能力開発校の設置・運営（全19校）

- (1) 国立障害者職業能力開発校（13校）
 - ①（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構営（2校）
 - ② 都道府県営（11校）
- (2) 都道府県立障害者職業能力開発校（6校）

2 一般の職業能力開発校における障害者の職業能力開発

- 受講者数
H22年度：732人 H23年度：719人 H24年度：608人

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（平成16年度開始）

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施

- 訓練対象人員（予算）
H22年度：7,700人 H23年度：7,700人 H24年度：7,000人 H25年度：6,000人
- 特別支援学校と連携した早期委託訓練事業
H22年度：1,300人 H23年度：1,300人 H24年度：700人 H25年度：600人
- 在職障害者を対象とした障害者委託訓練の実施（平成22年度開始）
H22年度：550人 H23年度：550人 H24年度：200人 H25年度：100人

4 地域における障害者職業能力開発促進事業（平成22年度開始）

都道府県が中心となってハローワーク、福祉、教育機関など地域における関係機関との連携・協力体制を構築することにより、職業訓練の強化を図る

- 実施自治体（予算） H25年度 24都道府県（平成24年度 15カ所）

5 障害者の職業能力開発に関する研究等

6 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

★ 障害者職業訓練実施状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	受講者数	就職率								
障害者職業能力開発校 における職業訓練	2,262	—	2,311	—	2,305	—	2,205	—	2,172	—
離職者訓練	1,905	59.0%	1,968	55.0%	2,030	60.0%	1,948	65.9%	1,880	68.7%
在職者訓練	357	—	343	—	275	—	257	—	292	—
一般校における 障害者職業訓練	759[425]	70.6%	733[425]	64.9%	732[378]	72.8%	719[347]	76.2%	608[312]	73.8%
障害者の態様に応じた 多様な委託訓練	5,781	—	6,121	—	6,280	—	5,706	—	5,627	—
離職者訓練	5,781	38.4%	6,067	41.6%	6,198	43.8%	5,637	44.4%	5,477	45.2%
在職者訓練	—	—	54	—	82	—	69	—	150	—
合 計	8,802	—	9,165	—	9,317	—	8,630	—	8,407	—

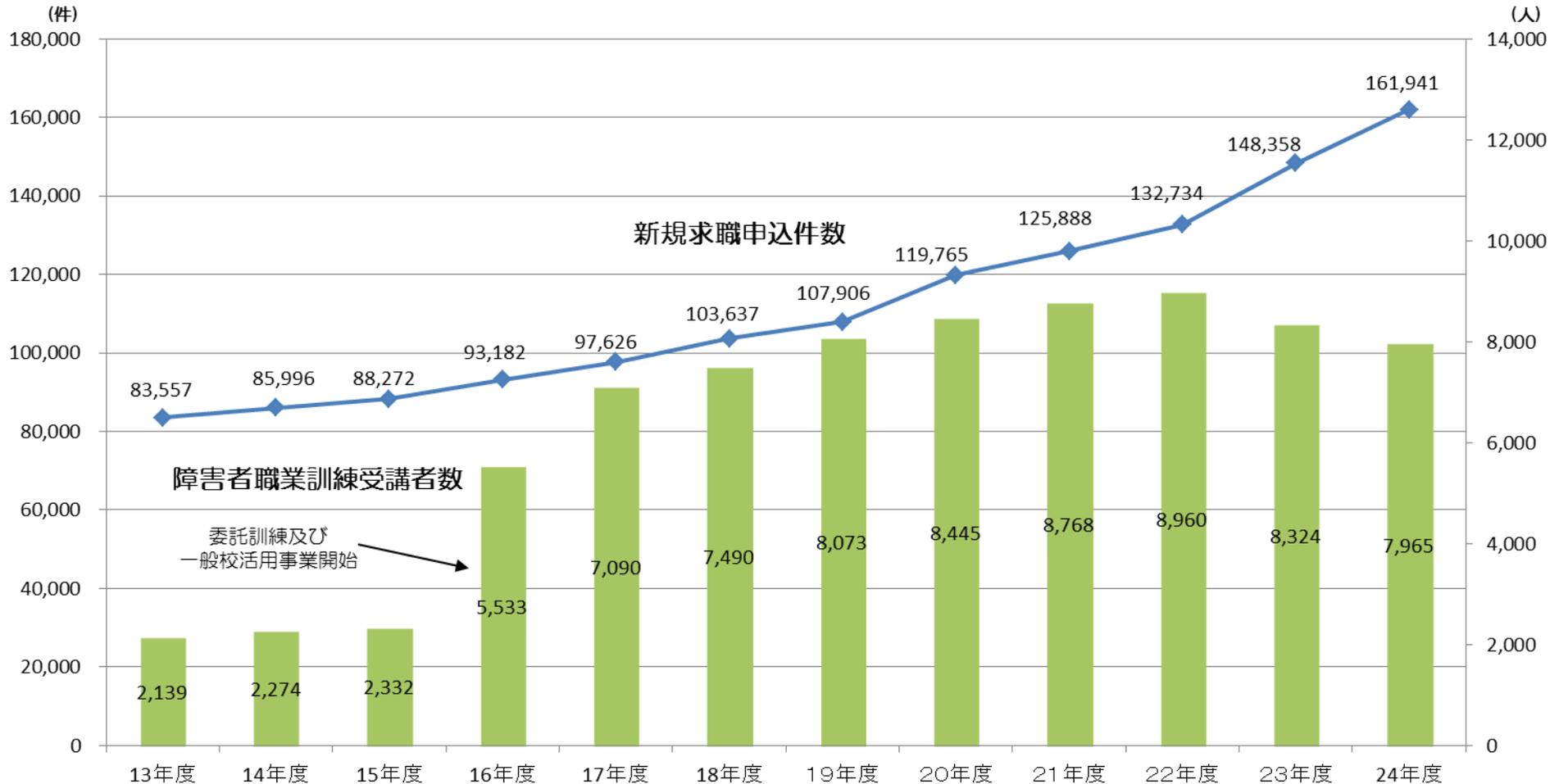
(資料: 定例業務統計報告、障害者委託訓練実施状況報告)

注1 就職率は、訓練修了3ヶ月後の就職状況を元に算出。

注2 一般校における障害者職業訓練の就職率は、一般校活用事業による受講者[カッコ内]の就職率を示している。

ハローワーク求職障害者と職業訓練受講者の推移

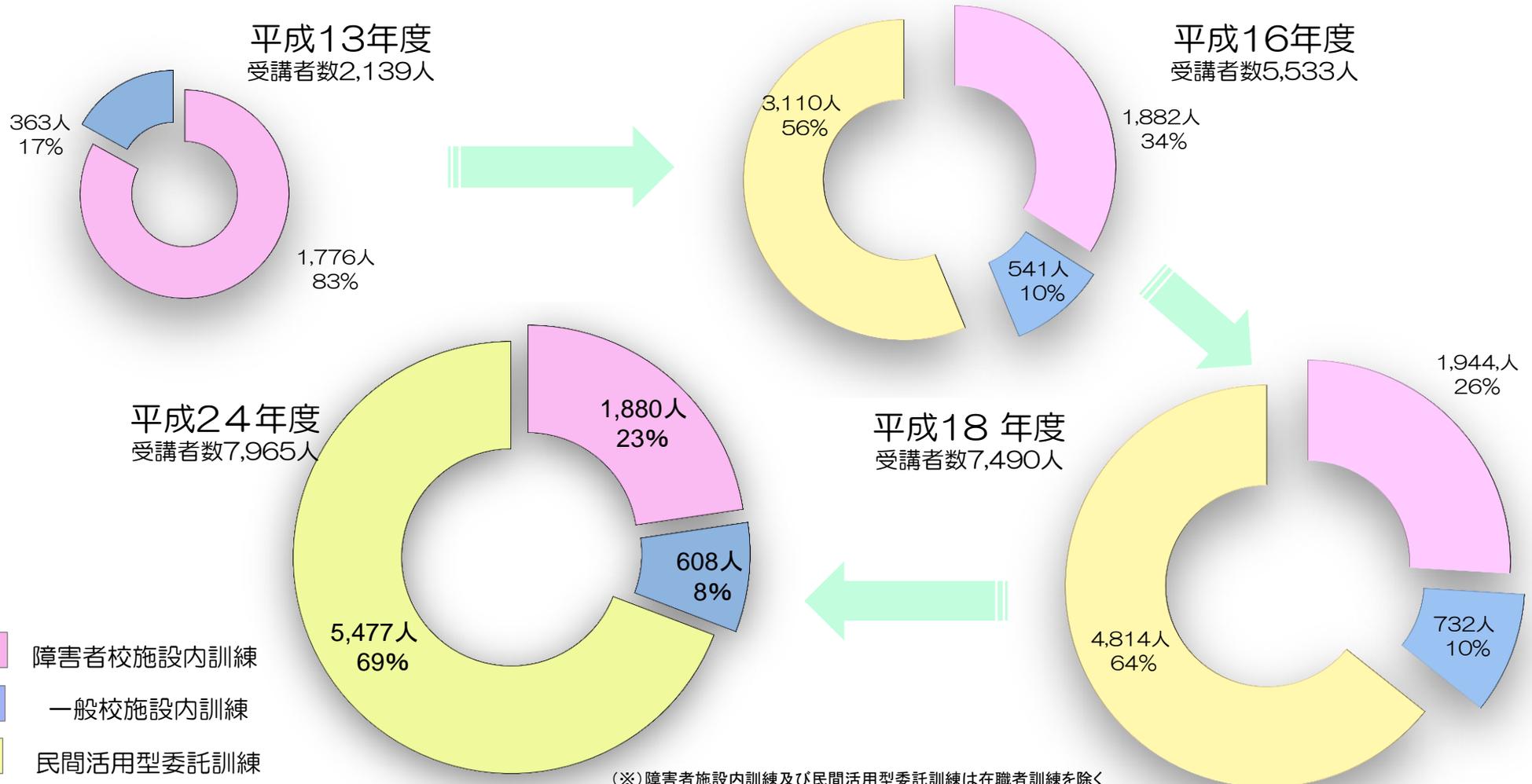
- 障害者の新規求職申込件数は、近年、大幅な増加傾向にある。
- 障害者の職業訓練受講者数は、平成16年度の委託訓練、一般校活用事業の開始により大幅に増加していたが、平成22年度をピークに減少している。



(※) 障害者職業訓練受講者数は在職者訓練を除く

障害者校施設内、一般校施設内、民間委託の訓練割合の推移

- 障害者の職業訓練受講者数は、全体として平成16年度の委託訓練、一般校活用事業の開始により大幅に増加し、平成16年度以降も増加傾向にある。
- 平成24年度における民間活用型委託訓練の割合が全体の69%を占め、障害者校が年々減少し、その割合は23%に止まっている。



障害者職業能力開発校の状況

★ 障害者職業能力開発校の募集・入校状況(平成24年度)

障害者校	募集定員		応募者数		入校者数		募集／定員		入校／定員		就職率	
中央	200	(200)	345	(411)	205	(200)	172.5%	(205.5%)	102.5%	(100.0%)	70.5%	(71.6%)
吉備高原	70	(70)	164	(164)	76	(73)	234.3%	(234.3%)	108.6%	(104.3%)	77.5%	(87.3%)
国立機構営	270	(270)	509	575	281	(273)	188.5%	(213.0%)	104.1%	(101.1%)	72.7%	(75.6%)
北海道	90	(90)	52	(69)	39	(60)	57.8%	(76.7%)	43.3%	(66.7%)	60.0%	(49.1%)
宮城	100	(100)	128	(115)	87	(80)	128.0%	(115.0%)	87.0%	(80.0%)	64.4%	(48.8%)
東京	240	(240)	266	(323)	140	(140)	110.8%	(134.6%)	58.3%	(58.3%)	75.2%	(70.2%)
神奈川	120	(120)	251	(193)	99	(84)	209.2%	(160.8%)	82.5%	(70.0%)	76.6%	(77.1%)
石川	80	(80)	105	(122)	66	(68)	131.3%	(152.5%)	82.5%	(85.0%)	53.0%	(57.4%)
愛知	125	(125)	119	(138)	76	(97)	95.2%	(110.4%)	60.8%	(77.6%)	51.3%	(51.5%)
大阪	140	(140)	232	(255)	140	(139)	165.7%	(182.1%)	100.0%	(99.3%)	71.4%	(69.8%)
兵庫	120	(120)	177	(195)	86	(112)	147.5%	(162.5%)	71.7%	(93.3%)	64.0%	(66.1%)
広島	105	(105)	187	(185)	87	(98)	178.1%	(176.2%)	82.9%	(93.3%)	67.4%	(56.7%)
福岡	150	(150)	160	(185)	134	(140)	106.7%	(123.3%)	89.3%	(93.3%)	64.3%	(54.9%)
鹿児島	100	(100)	137	(119)	86	(80)	137.0%	(119.0%)	86.0%	(80.0%)	62.8%	(65.0%)
国立県営	1,370	(1,370)	1,814	1,899	1,040	1,098	132.4%	(138.6%)	75.9%	(80.1%)	66.3%	(61.6%)
青森	40	(40)	25	(39)	22	(29)	62.5%	(97.5%)	55.0%	(72.5%)	54.5%	(58.6%)
千葉	80	(75)	146	(154)	71	(68)	182.5%	(205.3%)	88.8%	(90.7%)	59.2%	(60.3%)
静岡	50	(50)	79	(82)	35	(38)	158.0%	(164.0%)	70.0%	(76.0%)	80.0%	(92.1%)
愛知	100	(100)	54	(83)	43	(53)	54.0%	(83.0%)	43.0%	(53.0%)	79.1%	(88.7%)
京都	60	(60)	105	(103)	55	(55)	175.0%	(171.7%)	91.7%	(91.7%)	87.3%	(72.7%)
兵庫	55	(55)	81	(80)	49	(41)	147.3%	(145.5%)	89.1%	(74.5%)	77.6%	(65.9%)
県立県営	385	(380)	490	541	275	284	127.3%	(142.4%)	71.4%	(74.7%)	73.5%	(72.9%)
合計	2,025	(2,020)	2,813	3,015	1,596	1,655	138.9%	(149.3%)	78.8%	(81.9%)	68.7%	(65.9%)

※カッコ内は平成23年度の数値

障害者校の障害種類別・程度別、訓練系統別の入校数

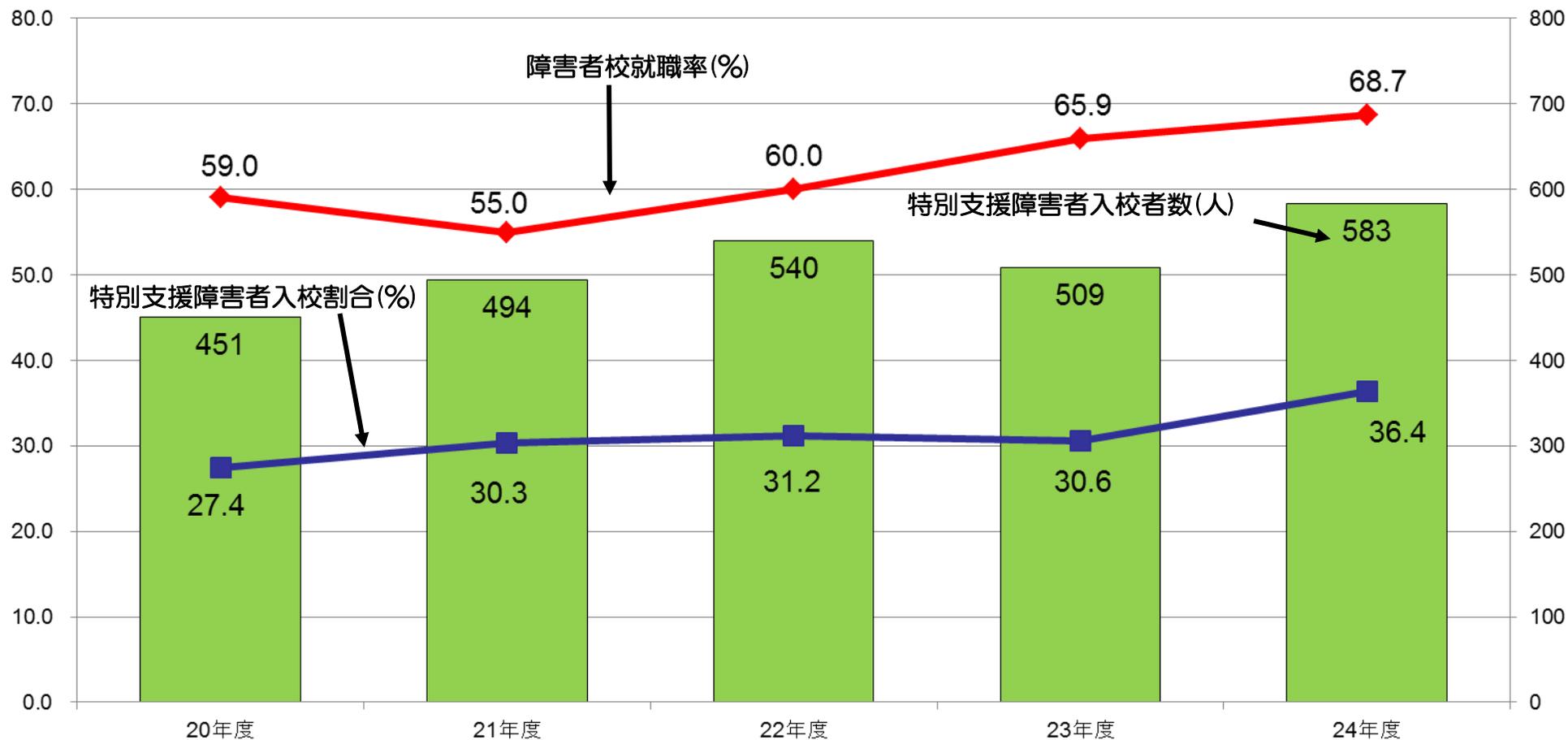
- 障害種類別の入校数は、身体障害者の割合が約5割と高く、障害求職者に占める精神障害者の割合と比較して精神障害者の入校者割合が低い。
- 訓練系統別の入校数は、身体障害者、精神障害者は事務系、知的障害者は製造加工系の割合が最も大きい。

障害種類別	身体	知的	精神	その他	うち発達
国立機構営	196	29	116	98	56
国立県営	740	211	206	78	60
県立県営	114	141	35	29	28
計	1050	381	357	205	144
	52.7%	19.1%	17.9%	10.3%	7.2%

訓練系統別	入校者	障害種類						就職率
		割合	身体	知的	精神	その他	うち発達	
建設系	47	2.8%	44	1	12	2	2	57.5%
製造加工系	394	23.9%	258	106	68	26	24	68.8%
事務系	477	28.9%	405	10	90	29	16	60.9%
情報処理系	177	10.7%	148	1	44	26	21	60.4%
その他	557	33.7%	195	263	143	122	81	75.7%

障害者校における特別支援障害者の訓練実施の推移

- 24年度は特別支援障害者の入校数が大幅に増加し、障害者校入校者全体に占める割合も大幅に増加した。
- 障害校の就職率は上昇を続けており、24年度の就職率は68.7%となった。



障害者の態様に応じた多様な委託訓練の状況

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

(地域)

厚生労働省

委託契約

都道府県（職業能力開発校・障害者職業能力開発校）

委託契約

委託訓練実施機関（民間団体）

<委託先> 企業 社会福祉法人 NPO法人 民間教育訓練機関

<対象者> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

<訓練内容>
○ 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
○ 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6～9万円が上限

<訓練コース>
① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

職業能力開発促進法
第15条の6第3項に基づき実施



障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



障害者

求職
申込み

受講
あつせん

訓練修了

就職

職業相談

ハローワーク

職業紹介

企業

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施に係る支援体制

委託訓練の効果を高めるために訓練支援員の業務見直しを行い、平成25年度から障害者職業訓練コーディネーターと障害者職業訓練コーチが訓練支援をしている。

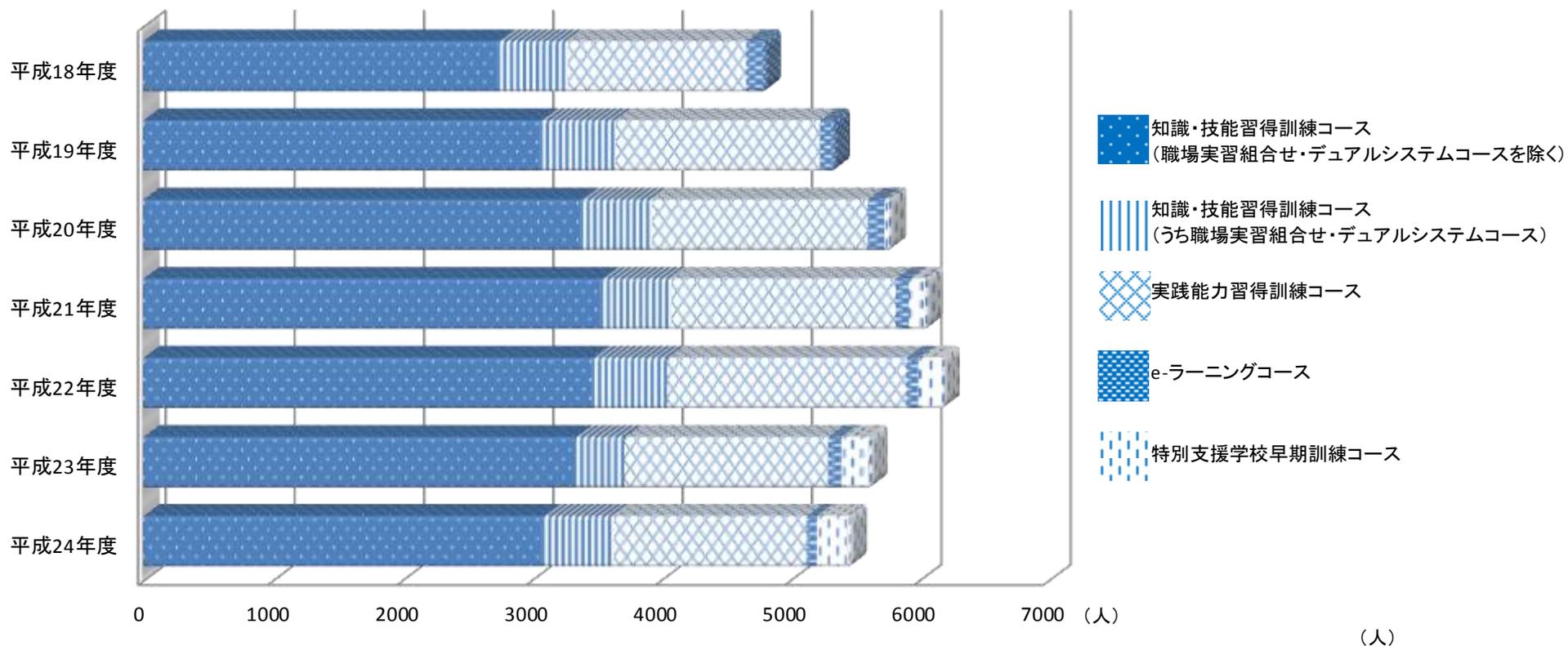
障害者職業訓練コーディネーター(平成25年度:141人)	障害者職業訓練コーチ(平成25年度:79人)
地域の障害者雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等を把握するための公共職業安定所との連絡調整	個々の受講者の状況を把握するため、医療、保健、福祉機関等と連携した情報収集及び公共職業安定所との連絡調整
個々の障害者に最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネート	個々の受講者に係る訓練の進捗状況の管理・評価及び修了後のフォローアップ
コーディネートした委託訓練の進捗状況の管理・評価	訓練受講が必要である障害者の障害状況、就職希望、職場実習実施状況、就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握
訓練や職場実習の実施に当たってのアドバイス等、委託先機関及び職場実習先への支援	訓練開始前の受講準備支援や委託先機関及び職場実習先におけるきめ細やかな適応支援
障害者委託訓練制度の周知及び訓練生の募集業務	特別支援学校高等部等の生徒に係る就職希望、職場実習実施状況及び就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握
その他関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援	訓練修了生に関する公共職業安定所、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等との連絡調整



- 障害者職業訓練コーディネーター(総合的なコーディネート業務全般)
- 障害者職業訓練コーチ(デュアル訓練コースのコーディネート・訓練生の支援)
- 障害者職業訓練トレーナー(実践能力習得コースのコーディネート・訓練生の支援)
- 障害者職業能力開発学卒アドバイザー(特別支援学校早期訓練コースのコーディネート・訓練生の支援)

★ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施状況(1)

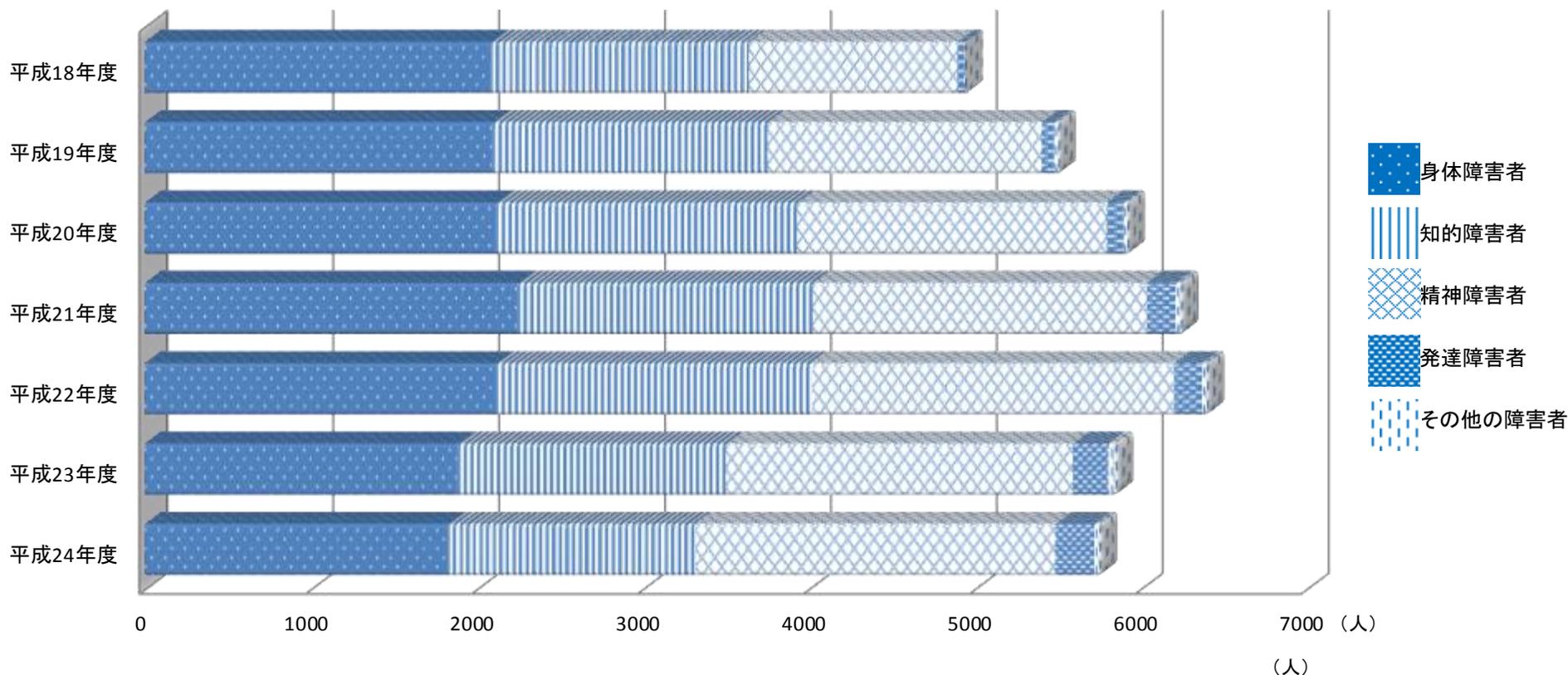
■ 職業訓練コース別受講者数



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知識・技能習得訓練コース (職場実習組合せ・デュアルシステムコースを除く)	3378	3534	3466	3346	3081
知識・技能習得訓練コース (うち職場実習組合せ・デュアルシステムコース)	561	552	586	376	563
実践能力習得訓練コース	1665	1736	1852	1574	1487
e-ラーニングコース	129	101	90	104	79
特別支援学校早期訓練コース	48	144	204	237	267
コース計	5781	6067	6198	5637	5477

★ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施状況(2)

■ 障害別受講者数

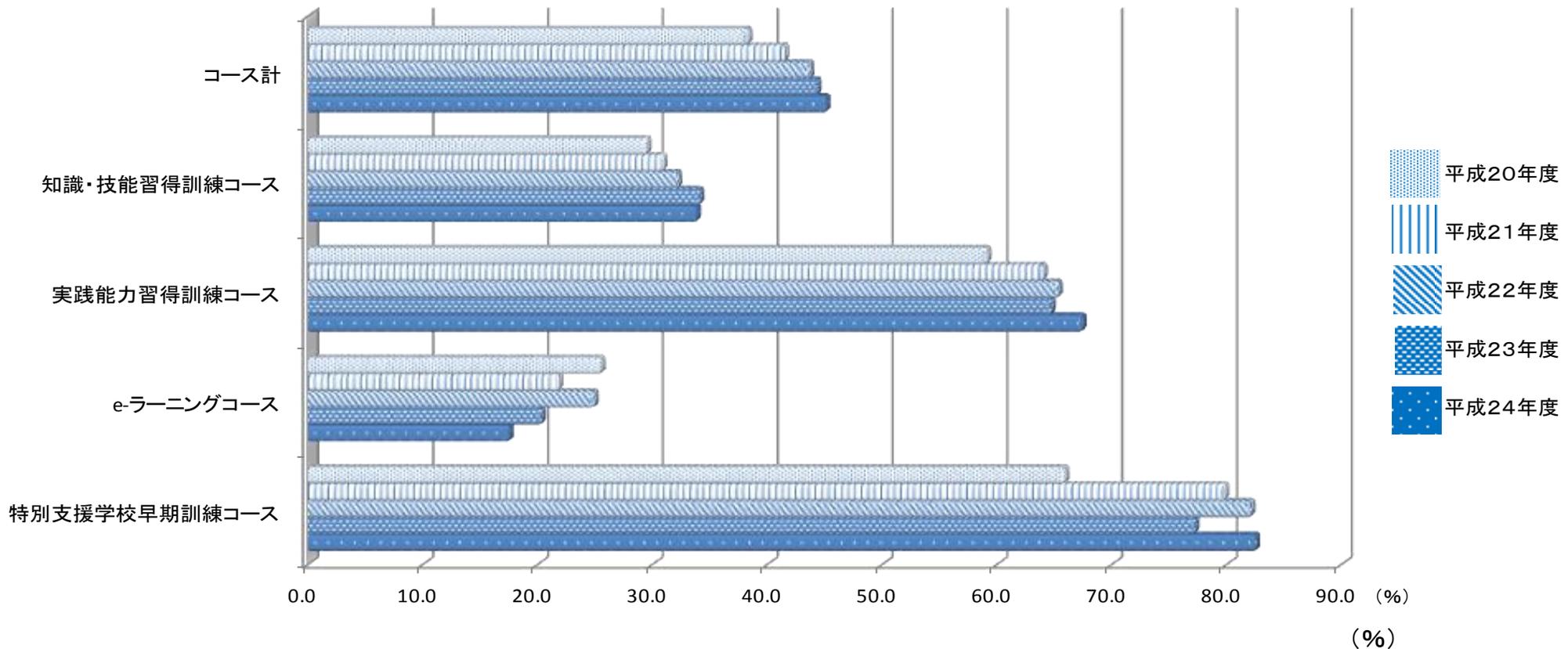


	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体障害者	2113	2244	2110	1883	1818
知的障害者	1818	1781	1917	1620	1505
精神障害者	1867	2014	2178	2090	2167
発達障害者	102	174	167	216	234
その他の障害者	31	43	39	55	41

※重複障害者については、それぞれの障害に人数を重複して計上している。

★ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施状況(3)

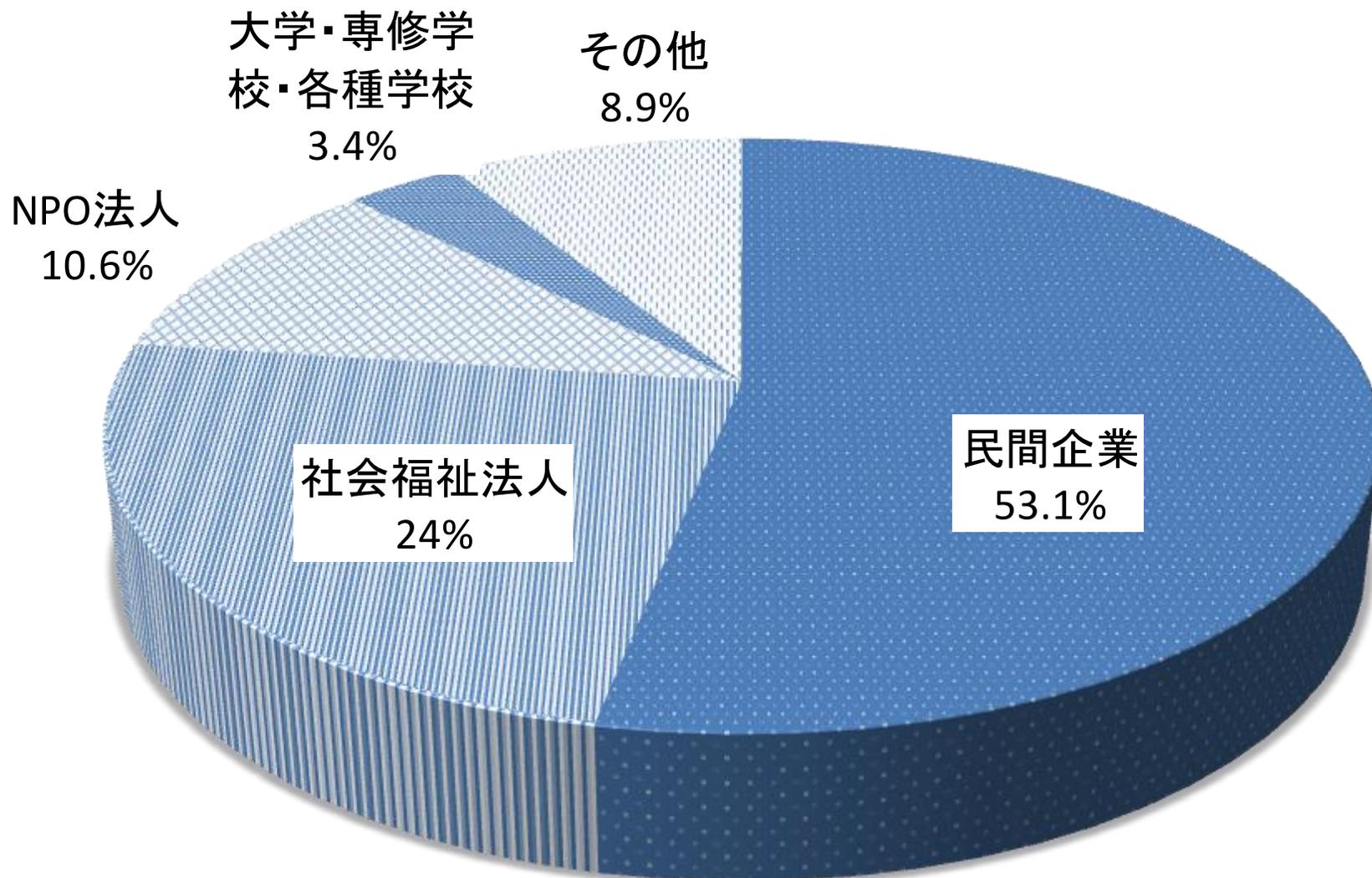
■ 就職率



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知識・技能習得訓練コース	29.6	31.0	32.3	34.2	33.9
実践能力習得訓練コース	59.2	64.1	65.4	64.8	67.5
e-ラーニングコース	25.6	21.9	25.0	20.4	17.6
特別支援学校早期訓練コース	66.0	79.9	82.2	77.3	82.6
コース計	38.4	41.6	43.8	44.4	45.2

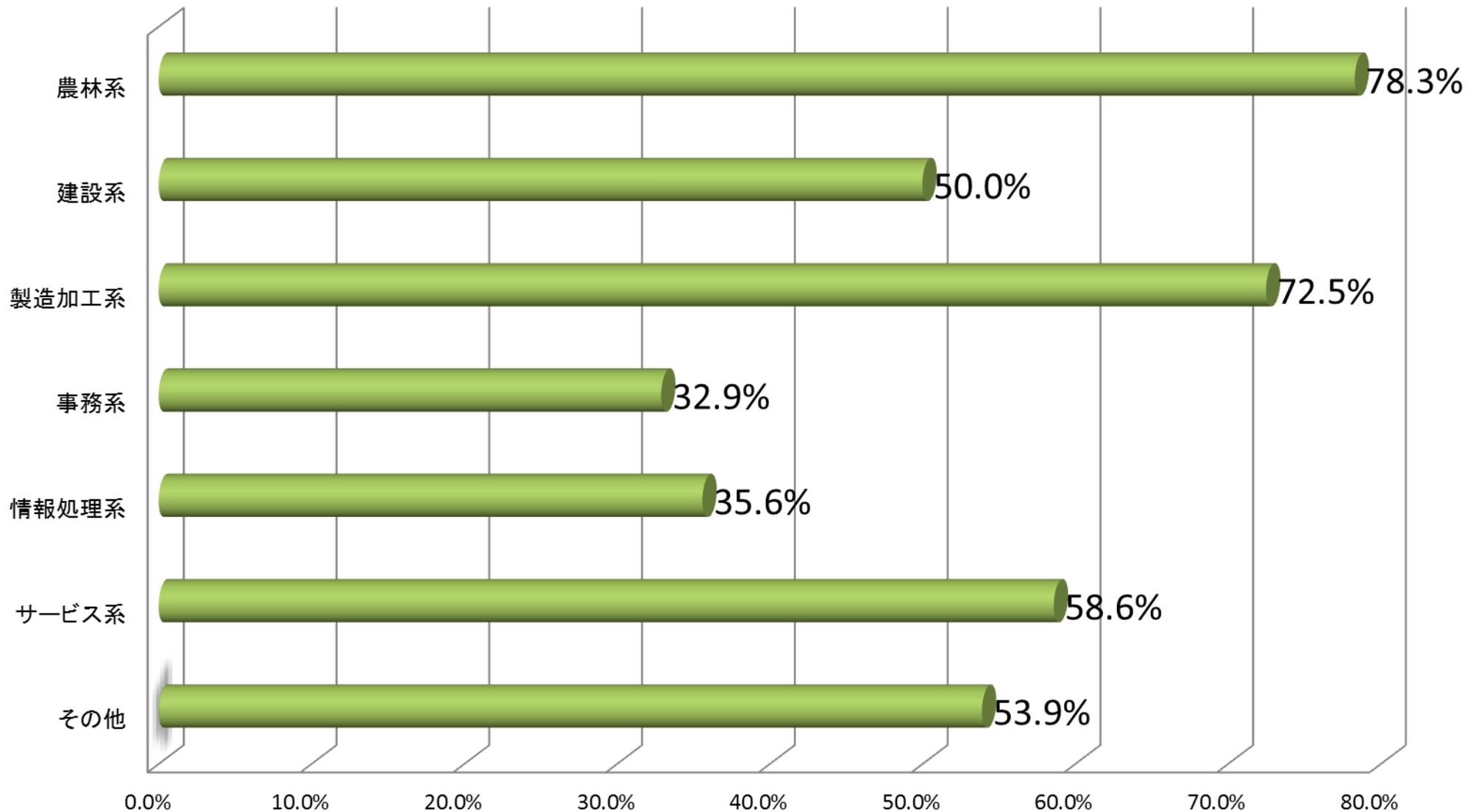
★ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施状況(4)

■ 受託機関別受講割合(平成24年度)



★ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施状況(5)

■ コース内容別就職率(平成24年度)



平成26年度予算要求の概要

障害者の職業能力開発支援の推進

～精神障害者等をはじめとした委託訓練の充実・強化～

背景

- ・ハローワークの求職者数は近年増加を続けており、特に精神障害者の伸びが著しい。
 - 障害者の就業意欲の高まり *平成24年度新規求職者数は161,941人(対前年度9.2%増) うち精神障害者57,353人(同26.6%増)
- ・法定雇用率引き上げ及び「障害者雇用促進法」の改正による精神障害者の雇用の義務化の方向。
 - 企業側の障害者採用ニーズの高まり
- ・就職の実現に向けて職業訓練が必要な精神障害者等も多い中で、事業主側は精神障害者等への理解不足から雇用に躊躇。精神障害者等への理解促進に当たっては職業訓練による受け入れが効果的ではあるが、精神障害者等に係る委託訓練実施ノウハウ等の蓄積不足。

*「障害者委託訓練に係るアンケート調査」(2013.3)

「委託訓練を実施する上で重要だと考えるスキル」→「障害特性とその対応方法の知識」が58.3%と最多

「研修等で勉強してみたいと思うスキル」→「障害特性とその対応方法の知識」が58.9%と最多

- 障害者の就職実現に向けて必要な職業訓練機会を確保するため委託訓練を拡充する必要。特に求職者の増加が著しい精神障害者等に対する職業訓練を一層推進する必要。
- その際、雇用へ結びつく可能性が高い企業内における職業訓練(実践能力習得コース)について、精神障害者の雇用経験の無い企業等における取組を強力に支援・推進する必要。
- 訓練実施機関に対する職業訓練ノウハウ等を提供し訓練設定を強力に促進する必要。

➤ 委託訓練実施定員の拡充

知識・技能習得コース(3,700人→4,600人)、実践能力習得コース(1,800→2,300人)を中心に訓練定員の拡充を図る。

H25年度 訓練定員6,700人 → H26年度要求 訓練定員7,900人

➤ 精神障害者等向け実践能力習得コースの訓練設定支援事業の創設

精神障害者等の潜在的な訓練ニーズを把握している地域の就労支援機関に委託し、特に雇用経験の乏しい地域中小企業等を中心に訓練実施先を開拓。当該企業に対して実践能力習得コースの設定・実施支援をオーダーメイドで行う。

➤ 精神障害者等向け委託訓練カリキュラム開発、検証、普及事業の創設

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業能力開発校のノウハウを活用し、民間教育訓練機関、事業主等と連携を図りつつ、特にノウハウの乏しい精神障害者等向け委託訓練カリキュラム、指導技法等を開発。

都道府県を通じて委託訓練を実施し、その後検証、普及を行う。

精神障害者等向け委託訓練カリキュラム等開発・検証・普及事業

趣 旨

精神障害者を中心に増加傾向にある求職障害者への訓練機会を拡充するには、障害者向け委託訓練の活用が不可欠であるが、委託訓練を受託する民間教育訓練機関等の訓練実施機関において、障害特性に配慮した訓練カリキュラム作成、指導技法等の訓練ノウハウが十分に備わっていないために、委託訓練の受託を躊躇したり、訓練実施に苦慮している状況も見受けられるなど、効果的な委託訓練の実施の妨げの一因となっている。

このため、障害者に関する先導的な職業訓練を実施している（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置するプロジェクトの支援の下に、厚生労働省が選定した都道府県・拠点校が精神障害者等委託訓練モデル事業を実施し、委託訓練モデルカリキュラム・指導技法等の開発・検証と、これら訓練技法のノウハウの普及により、精神障害者等に対する委託訓練を拡充し、求職障害者の訓練機会の確保を図ることとする。

事業概要

委託訓練カリキュラム・指導技法等開発・検証・普及プロジェクトの支援による精神障害者等委託訓練モデル事業を実施。

1. 精神障害者等向け委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等の開発・検証（1～2年目【平成26～27年度】）

イ 委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等の開発・検証（1年目【平成26年度】）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構にプロジェクトを設置し、機構営障害者職業能力開発校、都道府県、当該都道府県の拠点校、当該都道府県の先進的民間教育訓練機関、民間企業等との連携を図りつつ、精神障害者等向け委託訓練モデルカリキュラム等を作成する。

都道府県・拠点校が委託訓練モデルカリキュラム等に基づく委託訓練を試行し、その結果をプロジェクトにおいて検証する。

ロ 委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等のまとめ（2年目【平成27年度】）

プロジェクトにおいて検証した結果に基づき、モデルカリキュラム等に改良を加え、都道府県・拠点校が再度試行するとともに、プロジェクトにおいて指導技法等をマニュアル等にまとめる。

訓練期間 1～6ヶ月 対象者 年間30人程度（知識・技能習得コース 3コース 各10人程度）

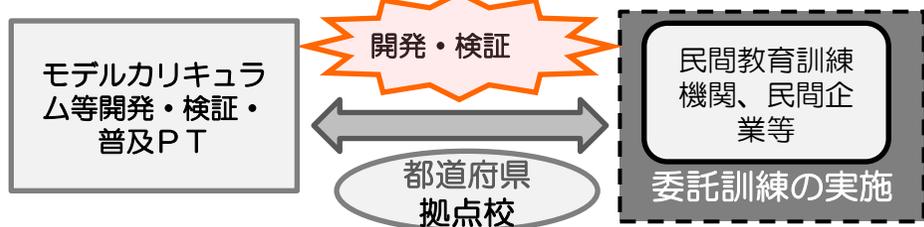
2. 精神障害者等向け委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等の普及（3年目【平成28年度】）

開発したモデルカリキュラム、指導技法等を委託訓練の委託元となる各都道府県の職業訓練指導員・障害者職業訓練コーディネーター等を対象に普及する。

事業実施スキーム

（1～2年目【平成26～27年度】）

委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等の開発・検証



（3年目【平成28年度】）

委託訓練モデルカリキュラム、指導技法等の普及



精神障害者等向け実践能力習得コースの訓練設定支援事業

趣 旨

「実践能力習得コース」は事業所の現場を活用して行う実践的な職業訓練であり、障害者委託訓練の中でも就職率は高いものの、受託先は雇用経験等の豊富な特例子会社等が中心となっており、訓練実施・雇用経験が無い、若しくは乏しい中小企業等への受託先拡大が課題である。

特に職業訓練実施に係るノウハウの蓄積が乏しい精神障害者等を中心に実践能力習得コースの設定推進を図るため、精神障害者等の生活状況や訓練受講ニーズ等を把握している地域の就労支援機関等に対して、精神障害者等の特性を踏まえた訓練受託先の開拓を委託し、障害者職業コーディネーターとの連携の下、職業訓練の設定、実施・運営へのきめ細かな支援を実施することを通じて、主に精神障害者等の雇用実現に向けた効果的な職業訓練機会の確保を推進する。

事業概要

都道府県が地域の就労支援機関等へ委託して以下の事業を実施。

(1)精神障害者等の特性、生活状況、訓練ニーズ等を踏まえて、職業訓練実施企業候補、訓練内容等の検討を行い、障害者雇用・訓練経験に乏しい企業等を中心に開拓を実施。

◎ 対象者 各都道府県 年間10～20人程度（本事業を通じて実践能力習得コース500人の受講を目指す）

(2)訓練実施に当たっては職業訓練コーディネータと連携し、訓練内容、カリキュラムのコーディネートや委託契約に係る事務手続き等への支援を実施するとともに、訓練期間中必要に応じて実施企業等に対する助言・支援を実施。

就労支援機関等

精神障害者等の生活状況(投薬、食生活、生活リズム等)や訓練受講ニーズ等を踏まえ開拓先、訓練内容を検討。
コーディネーターと連携の上、設定、実施に当たって必要な支援を実施。



訓練受託先の開拓

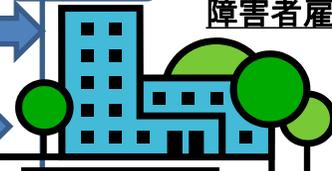
訓練の設定

訓練実施への支援
(職業訓練コーディネーターと連携)

企業等

障害者雇用・訓練経験に乏しい企業等

- ・障害者0人雇用
- ・50～55人規模企業
- ・職業訓練未実施企業
- ・知的、身体障害者のみで精神障害者等雇用未経験企業 等



効果的な職業訓練機会の確保 → 精神障害者等の雇用拡大

背景

- 例年、新規学卒者のうち就職希望者の9割以上が安定的に就職。
- 一方で大学(学部)卒業者のうち就職も進学もしていない進路未決定者は8.7万人(平成23年度(平成24.3卒))。
- 卒業までに就職の実現が果たせない学生等の中には、就職意欲もあり就職活動も自ら行っているものの、採用時に必要な社会的スキルが乏しいことなどから、なかなか内定に至らず、失敗体験を繰り返す中で就職活動から離脱していく者も少なくない。
- なかには発達障害が疑われる者もいるが、本人をはじめ親等の現状認識が十分でない場合がほとんどであり、あくまでも一般学生等に対する通常支援の枠組みによる対応となることから、その特性を踏まえた十分な支援が行えない。
- 「日本再興戦略」においては「若者・高齢者等の活躍促進」について、「全員参加型社会」の構築を目指し、我が国の将来を担う若者すべてがその能力を存分に伸ばし、成長の原動力として若者の活躍を促進するとともに、障害者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援を推進することが求められている。
- したがって、障害者として認定されてはいないものの、通常の学生等と同様の就職支援では十分な対応が困難な学生等に対して、在学中の就職活動の円滑化を図り、就職の実現に資する支援の構築が必要である。

課題と対応策

就職活動の円滑化や適切な支援に誘導する上で、「何が得意で何が不得意か」といった自己理解、または必要に応じて障害理解・障害受容に関する支援が重要な課題

作業・就業機会を通じた職業訓練の提供

企業が採用時に重視する期待水準に照らし、社会的スキルやビジネスマナーの習得に課題を有しているものの、こうした学生等の特性を踏まえた専門的な支援が不十分。

特性に配慮した職業訓練の提供

卒業後は支援が届きにくくなるとともに、失敗体験の連続から労働市場から離脱するとともにニート化することも懸念。最初の職業選択で躓かない十分な支援が課題。

在学中からの支援の提供

現状と改善案

【現状】

- ・障害者等の特性に配慮した障害者職業訓練は「障害者手帳」所持者等のみ受講可能。
- ・一般の公共職業訓練で個々の特性を踏まえた対応は困難。
- ・在学中の障害者職業訓練としては特別支援学校の未内定生徒に対する委託訓練のみ。

【改善策】

- ・発達障害者のみならず、発達障害が疑われる者、社会的スキル不足により就職活動に困難を有する者に対して、障害者職業訓練のノウハウを生かし、その特性を踏まえた特別コースを設定(社会的スキル、企業実務習得等を中心)。
- ・大学生等に対して在学中からの受講を可能とする。

就職活動に困難性を有する学生等に対する職業訓練の推進

障害の認定を受けていないものの、採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生などを対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練の受講機会を在学中から提供する。

カリキュラム検討委員会

厚生労働本省において有識者等を参集し
委託訓練のモデルカリキュラムを策定

厚生労働省

事業委託

都道府県、職業能力開発校、障害者職業能力開発校、大学等、就労支援機関、NPO等
関係機関の連携体制を構築

都道府県

事業推進連絡会議

都道府県 職業能力開発校

障害者職業能力開発校
障害者に対する職業訓練ノウハウを提供

連携
・協力

委託

【委託訓練】

民間企業

NPO

- 〔訓練期間〕1ヶ月以内
※複数回受講推薦を可能として
以下の内容を何回かに分けて受講
可能とする。
- グループワークによる課題演習
 - ソーシャルスキルトレーニング
 - 事務・IT
 - ものづくり
 - 介護 等

【訓練実施支援事業】

就労支援機関

- 訓練受託先の開拓
- アセスメント支援
- 個別相談対応 等

受講推薦

ハローワーク

誘導

大学等

新卒応援ハローワーク

ジョブ・
サポーター
キャリア・
カウンセラー

就職活動に困難性を
有する学生等

障害者に対する就労支援の推進

～平成26年度 障害者雇用施策関係概算要求のポイント～

平成 2 5 年 8 月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

平成 24 年度における障害者雇用に関する状況を見ると、引き続きハローワークの新規求職件数、就職件数ともに過去最高となる等障害者の就労意欲の高まりが見られる。障害者の雇用者数も、平成 15 年以降、9 年連続で過去最高を更新している。一方で、平成 24 年の実雇用率は 1.69%と法定雇用率未達成となっており、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。さらに、平成 25 年 4 月に法定雇用率の引上げが行われる中、中小企業の支援の強化等を図る必要がある。

また、精神障害や発達障害、難病がある人などについては、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

平成26年度においては、上記の状況を踏まえ、

- ①改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進
 - ②精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の強化
 - ③中小企業に重点を置いた支援策の充実や地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行促進
 - ④障害者雇用の更なる促進のための環境整備
 - ⑤障害者の職業能力開発支援の充実
- を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成26年度要求額 25,482(21,719) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進

1 改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進

[要求額 45 (34) 百万円]

障害者の差別禁止や合理的配慮の提供に向けた指針の策定をはじめとした改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組を推進するとともに、企業が精神障害者の雇用に着実に取り組むことができるよう、企業に対する大幅な支援の充実を図る。

Ⅱ 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の強化

1 精神障害者への大幅な就労支援の強化

[要求額 3,151 (2,004) 百万円]

(1) 障害者トライアル雇用事業の改革・拡充

(Ⅳの1の一部再掲)

[要求額 1,132 (439) 百万円]

障害者雇用のきっかけ作りとして、事業主がハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用し、試行雇用終了後に常用雇用への移行を促進する「障害者トライアル雇用事業」について、精神障害者を試行雇用する場合の試行雇用期間を最大12か月に拡充する。

(2) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

[要求額 835 (644) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」の拡充により、総合的かつ継続的な支援を行う。

(3) 精神障害者等雇用安定奨励金の拡充

[要求額 285 (84) 百万円]

精神障害者が働きやすい職場づくりに努める事業主に対して支給する精神障害者雇用安定奨励金について、助成対象として精神障害者本人によるストレスケアの講習の受講を追加する等の拡充を図る。

(4) 精神障害者・発達障害者の雇用ノウハウの蓄積を図るためのモデル事業の実施

[要求額 103 (0) 百万円]

地域、規模、産業等のバランスを踏まえた上、精神障害者や発達障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に対し雇用促進のための取組を委託し、ノウハウの構築を図るモデル事業を実施する。

(5) 医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施

(Ⅲの2の(3)の再掲)

[要求額 84 (50) 百万円]

2 発達障害者・難病患者への就労支援の強化

[要求額 952 (898) 百万円]

(1) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

(Ⅲの2の(1)の一部再掲)

[要求額 892 (638) 百万円]

ハローワークに配置している「就職支援ナビゲーター（発達障害者支援分）」を拡充し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に課題を抱えている者に対して、希望や特性に応じてきめ細かい支援を実施する。また、大学の就職担当者等を対象として発達障害者の就労に関するセミナーを実施し、発達障害のある学生等の就職を促進するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対して助成すること等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(2) 難病患者への支援策の充実・強化

[要求額 419 (374) 百万円]

難病のある人の就労支援についてのニーズの高まりを踏まえ、ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、ハローワークと難病相談・支援センターの連携を強化するとともに、難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、難病のある人の就労支援の強化を行う。

Ⅲ 中小企業に重点を置いた支援策の充実や地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進

1 中小企業に重点を置いた支援等の実施

[要求額 552 (321) 百万円]

中小企業を始めとした障害者を雇用しようとする企業に対し、障害者の雇用管理や企業が抱える障害者雇用に関する課題等についてのコンサルティング等を行うとともに、雇入れに係る事業主の負担を軽減するための助成を行うことにより、中小企業等における障害者の雇用の促進を図る。

2 地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進

[要求額 6,081 (4,928) 百万円]

(1) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

[要求額 346 (237) 百万円]

障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを配置し、福祉施設、特別支援学校、医療機関等関係機関と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

(2) 障害者就業・生活支援センターの設置の推進及び職場定着支援の強化

[要求額 5,650 (4,640) 百万円]

障害者就業・生活支援センターに職場定着支援を専門的に担当する職場定着支援担当者を配置すること等により、精神障害者・発達障害者等の職場定着支援を強化する。

(3) 医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施

[要求額 84 (50) 百万円]

効果的に医療機関と連携し、精神障害者の「医療」から「雇用」への移行を推進するための方策を検証するために、医療機関における就労支援の取組・連携をするモデル事業を実施する。

IV 障害者雇用の更なる促進のための環境整備（推進枠）

1 障害者雇用の更なる促進のための環境整備

[要求額 2,120 (959) 百万円]

ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制の強化、障害者と求人企業が一堂に会する「就職面接会」の積極的開催、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象に、就職活動や一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う「就職ガイダンス」の積極的な実施により、ハローワークのマッチング機能の強化を図る。

また、障害者雇用のきっかけ作りとして、事業主がハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用し、試行雇用終了後に常用雇用への移行を促進する「障害者トライアル雇用事業」について、民間人材ビジネスなどの紹介により雇い入れられる場合も対象とするなどの改革・拡充を行う。

V 障害者の職業能力開発支援の強化

1 公共職業能力開発施設における障害特性やニーズに応じた職業訓練の推進

[要求額 4,131 (3,583) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を推進する。

2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の強化

[要求額 1,920 (1,471) 百万円]

求職障害者の増加に対応し、企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用した職業訓練の規模を拡充するほか、精神障害者などに対する職業訓練技法の開発・普及や、地域関係機関によるネットワークの構築を推進する。